

にかほ市国民保護計画

平成19年3月

(平成28年3月 変更)

(令和 3年3月 変更)

にかほ市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	市及び関係機関の役割分担の概要	5
2	市及び関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	11
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態等	14
2	緊急処理事態	17
第2編	平素からの備えや予防	19
第1章	組織・体制の整備等	19
第1	市における組織・体制の整備	19
1	市の各部課室における平素の業務	19
2	市職員の参集基準等	23
3	市対策本部等の機能の確保のための準備	25
4	消防機関の体制	26
5	国民の権利利益の救済に係る手続等	26
第2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	28
3	近接市町村との連携	29
4	指定公共機関等との連携	29
5	ボランティア団体等に対する支援	29
第3	通信の確保	30
第4	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の伝達に必要な準備	32
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	35
1	研修	36
2	訓練	36
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する平素からの備え	38
1	避難に関する基本的事項	38
2	避難実施要領のパターンの作成	39
3	救援に関する基本的事項	40
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
5	避難施設の指定への協力	40
6	生活関連等施設の把握等	41
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	42
1	市における備蓄	42
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44
第3編	武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処	45
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
1	事態認定前における緊急事態対策部の設置及び初動措置	45
2	武力攻撃等（緊急対処事態における攻撃）の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	市対策本部（市緊急対処事態対策本部）の設置等	48
1	市対策本部（市緊急対処事態対策本部）の設置	48
2	市現地対策本部（市現地緊急対処事態対策本部）の設置	56
3	現地調整所の設置	56
4	市対策本部長の権限	57
5	市対策本部（市緊急対処事態対策本部）の廃止	58
6	通信の確保	58
第3章	関係機関相互の連携	60
1	国・県の対策本部との連携	60
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	60
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	61
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	61

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	62
6	市の行う応援等	62
7	ボランティア団体等に対する支援等	63
8	住民への協力要請	63
第4章	警報及び避難の指示等	64
第1	警報の伝達等	64
1	警報の内容の伝達等	64
2	警報の内容の伝達方法	65
3	緊急通報の伝達及び通知	66
第2	避難住民の誘導等	67
1	避難の指示の通知・伝達	67
2	避難実施要領の策定	68
3	避難住民の誘導	73
4	事態別の避難に関する留意点	76
第5章	救援	80
1	救援の実施	80
2	関係機関との連携	80
3	救援の内容	81
第6章	安否情報の収集・提供	82
1	安否情報の収集	82
2	県に対する報告	83
3	安否情報の照会に対する回答	83
4	日本赤十字社に対する協力	84
第7章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	85
第1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	85
1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方	85
2	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報	85
第2	応急措置等	86
1	退避の指示	86
2	警戒区域の設定	87
3	応急公用負担等	88
4	消防に関する措置等	89
第3	生活関連等施設における災害への対処等	92
1	生活関連等施設の安全確保	92
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	92

第4章	NBC攻撃による災害への対処等	94
第8章	被災情報の収集及び報告	97
第9章	保健衛生の確保その他の措置	98
1	保健衛生の確保	98
2	廃棄物の処理	99
第10章	国民生活の安定に関する措置	100
1	生活関連物資等の価格安定	100
2	避難住民等の生活安定等	100
3	生活基盤等の確保	100
第11章	特殊標章等の交付及び管理	101
第4編	復旧等	103
第1章	応急の復旧	103
1	基本的考え方	103
2	公共的施設の応急の復旧	103
第2章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧	104
第3章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	104
1	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求	104
2	損失補償及び損害補償	105
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	105

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】

1. 市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項
2. 市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
 - (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する事項
 - (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置

- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - (5) 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関する措置
 - (6) 市の委員会及び委員が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
3. 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 4. 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための体制に関する事項
 5. 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 6. その他市の区域にかかる国民保護措置（緊急対処保護措置）に関し市長が必要と認める事項

(4) 市国民保護計画の対象

市国民保護計画においては、市民に限らず、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人及び市の区域内において活動を行う全ての法人その他の団体を保護の対象とする。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等（緊急処理事態）への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においては、国民に対し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県及び近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等（緊急処理事態）の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置（緊急対処保護措置）に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

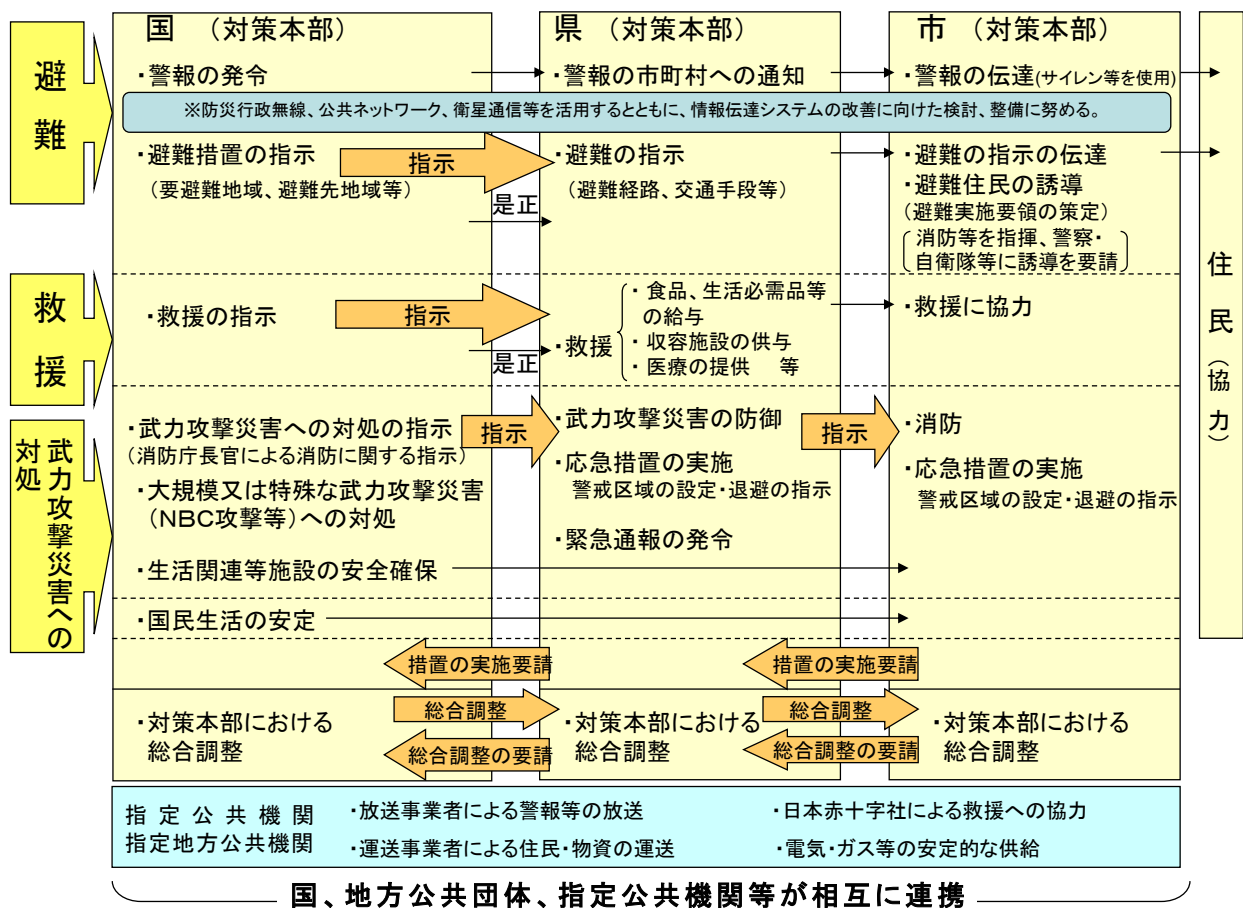
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関への役割分担の概要

国民保護措置（緊急対処保護措置）における市及び関係機関の役割分担の概要は次のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成、見直し 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(2) 【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成、見直し 2 国民保護協議会の設置、運営 3 県対策本部等総合的推進組織の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難の措置 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(3) 【関係指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置（緊急対処保護措置）及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 (秋田船川税関支署)	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	1 被災者の雇用対策
東北農政局 (秋田県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達、供給
東北経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督 部東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (秋田空港・航空路監視 レーダー事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保

	3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の援助・救急活動、その他武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置
17 機関	

(4) 【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊秋田地方協力本部	1 武力攻撃事態等における武力攻撃の排除措置による被害の極小化 2 武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施及び関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の支援等
陸上自衛隊 東北方面総監部 第9師団司令部 第21普通科連隊 (秋田駐屯地)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地) 航空支援集団司令部 (秋田分屯基地)	

(5) 【関係指定公共機関】

分類	機関の名称	事務又は業務の大綱
医療等	日本赤十字社 (秋田県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	独立行政法人国立病院機構 (あきた病院)	1 医療の確保
道路	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、十和田管理事務所)	1 道路の管理
電気	東北電力ネットワーク株式会社 (本荘電力センター)	1 電気の安定的な供給
運送	東日本旅客鉄道株式会社(秋田支社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	ジェイアールバス東北株式会社 (秋田支店)	2 旅客及び貨物の運送の確保
	日本航空株式会社(秋田支店)	
	全日本空輸株式会社(秋田支店)	
	日本貨物鉄道株式会社(秋田営業支店)	
	新日本海フェリー株式会社(秋田支店)	
	佐川急便株式会社(東日本支社北東北支店 秋田店)	
	西濃運輸株式会社(秋田支店)	
	日本通運株式会社(秋田支店)	
ヤマト運輸株式会社(秋田主管支店)		
通信	東日本電信電話株式会社 (宮城事業部 秋田支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力
	KDDI株式会社(au秋田支店)	2 通信の確保及び国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に必要な通信の優先的取扱い
	ソフトバンクテレコム株式会社 (秋田支店)	
	株式会社ドコモCS東北(秋田支店)	
放送	日本放送協会(秋田放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む)の内容並びに緊急通報の内容の放送
その他	日本銀行(秋田支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	郵便事業を営む者	1 郵便の確保
	21 機関	

(6) 【指定地方公共機関】

分類	機関の名称	事務又は業務の大綱
放送	株式会社秋田放送	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	秋田テレビ株式会社	
	秋田朝日放送株式会社	
	株式会社エフエム秋田	
	株式会社秋田ケーブルテレビ	
運送	秋田中央交通株式会社	1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
	秋北バス株式会社	
	羽後交通株式会社	
	由利高原鉄道株式会社	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	
	公益社団法人秋田県トラック協会	
医療	一般社団法人秋田県医師会	1 医療の確保
	秋田県厚生農業協同組合連合会	
	公益財団法人秋田県看護協会	
	一般社団法人秋田県薬剤師会	
	一般社団法人秋田県歯科医師会	
ガス	東部瓦斯株式会社（秋田支社）	1 ガスの安定的な供給
	のしろエネルギーサービス株式会社	
	一般社団法人秋田県LPガス協会	
建設	一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること
	20 機関	

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等は次のとおりである。

(1) 地勢

市は、秋田県の南西部に位置し、東は由利本荘市、南は山形県との県境に接し、北と西は日本海に面しており、南北に約23km、東西に約17km、面積は約241km²である。

東部には標高約400mの丘陵地、南部は鳥海山の裾野が日本海近くまで延び、平地部には鳥海山の噴火の影響とされている流山と呼ばれる小島が点在し、文化元年（1804）象潟大地震で隆起するまでは、松島と同じように称され、その景勝は国指定天然記念物に指定されている。

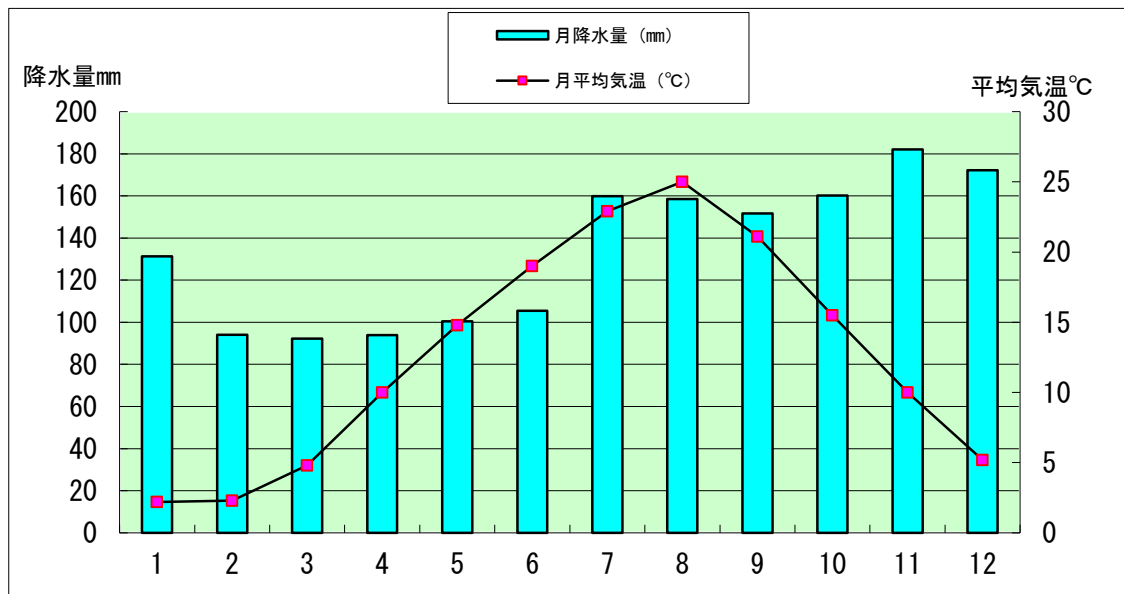


(2) 気候

本市は、日本海側の気候を示し、冬はシベリア高気圧、夏は太平洋高気圧の動向によって左右されるが、日本海を流れる対馬暖流の影響を強く受ける。

年平均気温は12.7℃と秋田県内では最も温暖であり、最低気温の極値は-8.7℃にすぎず、最高気温の極値は38℃を超える。気温は1月が最も低く、3月から上昇が著しくなり8月が最も高い。

年降水量は1,589.7mmで11月が最も多く、冬季(12月~2月)の降水量が423.8mmと多いのが特徴的である。夏季(6月~8月)が421.3mmである。11月には初雪を見るが積雪は内陸部に比べると少なく、根雪の期間は短い。冬は西よりの風が吹き、暴風となることがある。夏は南西の風が吹く。

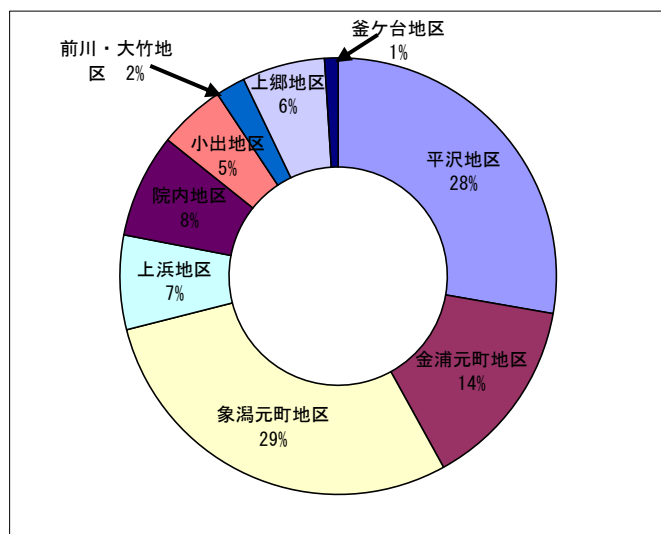


※資料…気象庁ホームページより (にかほ市の平年値)。統計期間：1981~2010年

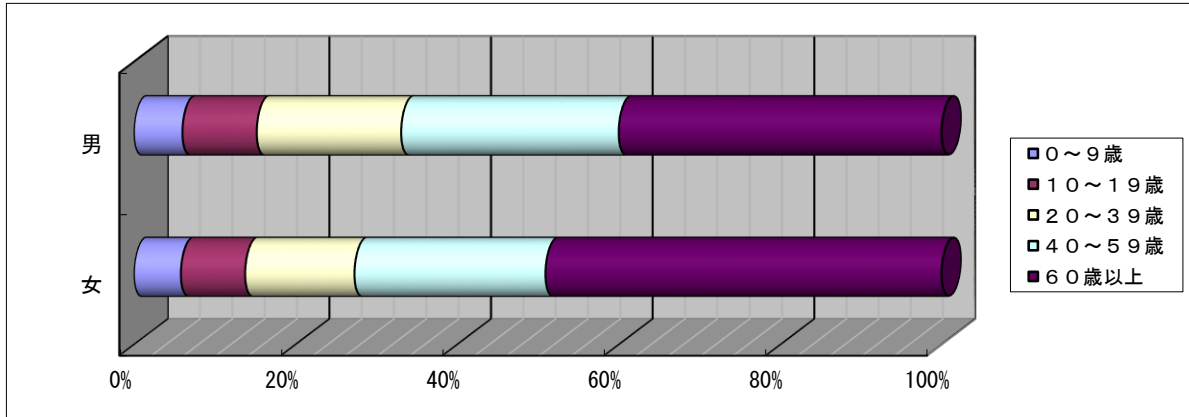
(3) 人口分布

人口は、旧仁賀保町の平沢地区、旧金浦町の金浦元町地区、旧象潟町の象潟元町地区に集中しており、海岸線に人口集中地区が存在している。

令和2年3月31日現在の総人口は、24,152人、男11,561人、女12,591人となっており、年齢別構成は下表のとおりである。



	0～9歳	10～19歳	20～39歳	40～59歳	60歳以上
男	678	1,029	2,056	3,101	4,697
女	729	973	1,637	3,002	6,250
計	1,407	2,002	3,693	6,103	10,947



(4) 道路の位置等

道路は、海岸線より南北に延びる一般国道7号（延長約27km）が、北は由利本荘市、南は山形県遊佐町をつなぐ幹線である。一般国道7号から内陸部に横断して幹線の役割を果たしているのが、主要地方道仁賀保・矢島・館合線及び象潟・矢島線、一般県道小出・金浦線及び上郷・仁賀保線であり、市内各地域をつなぐ重要路線となっている。

また、日本海東北自動車道の建設が進み、平成27年10月には金浦IC～象潟IC間が完成し、流通や観光面で利便性の向上が図られている。今後は象潟～酒田間の早期完成が望まれる。

(5) 鉄道、漁港の位置等

鉄道は、JR羽越線が一般国道7号とほぼ平行して南北に延びており、本市唯一の鉄道路線として通勤、通学に利用されている。

漁港が4箇所あり、いずれも水深は浅く大型船舶の寄港には対応できない。

※市の地理的状況及び社会的状況から、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施する上での課題

日本海に面した本市は、海からの上陸侵攻が大きな問題として挙げられ、人口が集中している海岸部を標的にされた場合の被害は大きく、国民保護措置（緊急対処保護措置）を発動した場合の対処が重要である。

物資輸送の重要な位置付けにある一般国道7号及びJR羽越線が封鎖された場合の輸送手段は、市東部の県道を利用するしかなく、国、県及び自衛隊の支援の遅れが懸念されるため、日本海東北自動車道の全線開通及びJR羽越線の複線高速化の早期実現が望まれる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等（緊急処理事態）を対象とする。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条）
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）

※ 武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府と国会の承認によることとなる。

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されており、それぞれの事態の様相、留意事項については、次のとおりである。

事態類型	想 定
(1) 着上陸侵攻	<p>【事態様相】</p> <p>他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。</p>
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【事態様相】</p> <p>我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊と</p>

	<p>いった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）の使用も想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事態の状況によっては、知事の緊急通報、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>住民の避難については、市と県、県警察、海上保安部及び自衛隊と連携し、状況に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。</p>
<p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を特定することは困難である。</p> <p>さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>(4) 航空攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃はその意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。</p> <p>航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>攻撃目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示す</p>

	<p>る必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。</p>
--	--

さらに、前述の4類型において、大量破壊兵器（核兵器（N：Nuclear weapon）、生物兵器（B：Biological weapon）、化学兵器（C：Chemical weapon）のこと。）を使用しての攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

<p>大量破壊兵器を使用 しての攻撃 (NBC攻撃)</p>	<p>①核兵器等（N）</p> <p>【事態様相】</p> <p>被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質（放射性降下物）により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。</p> <p>放射性降下物による被害は、一般的に放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。</p> <p>また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【留意事項】</p> <p>避難にあたっては風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや、疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</p> <p>また、汚染地域の立入制限を確実に行之、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。</p> <p>②生物兵器（B）</p> <p>【事態様相】</p> <p>生物剤は人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、</p>
---	--

	<p>感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。</p>
	<p>③化学兵器（C）</p> <p>【事態様相】</p> <p>化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>国、県等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、次の事態をいう。

事態分類	想 定
緊急対処事態	<p>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p> <p style="text-align: right;">（事態対処法第22条）</p>

また、緊急対処事態の事態例として、次の4形態が基本指針により示されており、それぞれの事態例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

事態分類	想 定
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃が行われる事態	<p>【事態例①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発、火災の発生 ・建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障
	<p>【事態例②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物積載船への攻撃 <p>【事態様相】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	<p>【事態例③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムへの攻撃による破壊 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流地域に及ぼす被害が多大
(2) 多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、文教施設、駅、列車等の爆破 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆破による被害が多大
(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p>【事態例①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾（ダークボム）等の爆発による放射能の拡散 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害 ・放射線により正常な細胞機能が攪乱、皮膚、内臓が被ばく
	<p>【事態例②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大
	<p>【事態例③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風下に拡散し、人的被害が発生
	<p>【事態例④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地に対する毒素等の混入 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水摂取による人的被害
(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が多大